

議案第40号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成21年3月23日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第12条第1項第3号中「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を削る。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第4条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務をしている職員及び改正法の施行の日において改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「新育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の同日以後における勤務の日及び時間帯は、新育児休業法第10条第1項各号に適合するように任命権者が定めるものとする。